

# 11月25日開会予定の 第4回定例会から 傍聴時における手話通訳、 要約筆記をはじめます！



津市議会では、本会議の傍聴を希望される聴覚障がいのある方や音声・言語機能障がいのある方に、次回の定例会から手話通訳、要約筆記をはじめます。  
対象者、手続き等は、次のとおりです。

## ○対象者

身体障害者手帳の交付を受けた聴覚および音声または言語機能に障がいのある方で等級は問いません。

## ○内 容

手話通訳、要約筆記は、本会議の傍聴の際に、原則1時間を単位として、一般傍聴席にて行います。手話通訳、要約筆記を行う方は、津市の登録を受けた手話通訳者と要約筆者です。

## ○申請手続き

手話通訳、要約筆記を希望される方（代理人含む）は、希望する日の7日前までに「津市議会手話通訳（要約筆記）申請書」を議会事務局へ提出してください。（その後、議会事務局にて、手話通訳者、要約筆者を選定し、日時やその他必要な事項を利用者（代理人含む）に通知します。）

なお、本会議の日程が変更となったり、手話通訳者、要約筆者の都合がつかなかった場合には、ご希望に沿えないことがあります。

※詳しくは、津市議会ホームページをご覧ください。議会事務局へメールまたはFAX等でお問い合わせください。

## ○費用の負担

利用者の費用負担はありません。

## ■ 用語解説コーナー ■

### 「決算認定」：

市政の執行機関（代表者、市長）における一会計年度（4月1日～3月31日）の歳入歳出予算の執行実績である決算について、議会がその内容を審査した上で、収入・支出が適法かつ正当に行われたかどうかを確認することをいいます（関係法令、地方自治法第96条第1項第3号）。

今期定例会では、決算特別委員会（9人の委員で構成）を設置し、平成25年度における一般会計のほか、各特別会計、各企業会計の合計15件について、執行部から事業内容などの詳しい説明を受けた後に質疑をするなどして決算の審査を行いました。

また、議会の最終日には、その決算を認定するかどうかについて本会議で表決がなされ、認定議案15件は全て認定されました。